

**藤岡特別支援学校
発達や学習の相談**

藤岡特別支援学校では、市内に在住している発達や学習に悩みを抱えている幼児・児童・生徒本人や保護者、その支援者に対する相談や支援を積極的に行っていきます。「どこに相談したらいいかわからない」「支援の仕方が難しい」などありましたらまずは電話やメールで連絡してください。
その他 ホームページにも相談に関する情報を掲載しています

相談・問い合わせ 藤岡特別支援学校 ☎⑦2011
 fujitoku-snes01@edu-g.sns.ed.jp

**国民健康保険の加入や
脱退の届け出を忘れずに**

4月は退職や就職、転出などによる国民健康保険の加入や脱退が多くなります。資格の異動があった場合、市役所への届け出が必要となります。加入日・脱退日の翌日から14日以内に手続きをしてください。

せんでい
農業・庭木の剪定で出るごみの受け入れ

農業や庭木の剪定で出るごみは、清掃センターで受け入れができない場合や料金がかかる場合があります。清掃センターへ持ち込む際は注意してください。

農業により出るごみについて

ごみの種類	ごみの出し方・費用など
廃プラスチック類 (ビニール・マルチシート・トレイ・農業の空容器など)	産業廃棄物になりますので清掃センターでは受け入れできません。JAたのふじの一括回収を利用するか、処理業者*に依頼してください。
木製パレット	産業廃棄物になりますので清掃センターでは受け入れできません。処理業者*に依頼してください。
果樹や野菜の栽培残さ、 その他動植物性残さなど	清掃センターで受け入れ可能ですが、事業活動に伴い発生するごみなので有料となります。 料金は20円/kg(税別)
出荷用段ボールなどの紙類	清掃センターで受け入れ可能ですが、事業活動に伴い発生するごみなので有料となります。 料金は20円/kg(税別)

*処理業者については清掃センターにお問い合わせください

庭木の剪定枝について

清掃センターへの 持ち込み方法	費用など
植木屋が剪定を行い、植木屋が持ち込む場合	事業系一般廃棄物となり有料 料金は20円/kg(税別)
植木屋が剪定を行い、植木屋の車に市民が同乗して持ち込む場合	事業系一般廃棄物となり有料 料金は20円/kg(税別)
植木屋が剪定を行い、市民が運搬して持ち込む場合	事業活動として剪定された枝木を市民が清掃活動として収集・運搬したこととなり無料
市民が自分の家の庭木を剪定して、自分で持ち込む場合	家庭系一般廃棄物となり無料

問い合わせ 清掃センター ☎③8305

届け出が必要な場合

加入 ▽退職したとき ▽扶養でなくなったとき ▽他の市区町村から転入してきたとき ▽子どもが生まれたとき(親が国民健康保険の場合)
脱退 ▽就職したとき ▽扶養になったとき ▽他の市区町村へ転出するとき
その他 国民健康保険加入者が修学のため藤岡市から転出するとき

**烏川オートキャンプ場
オープン**

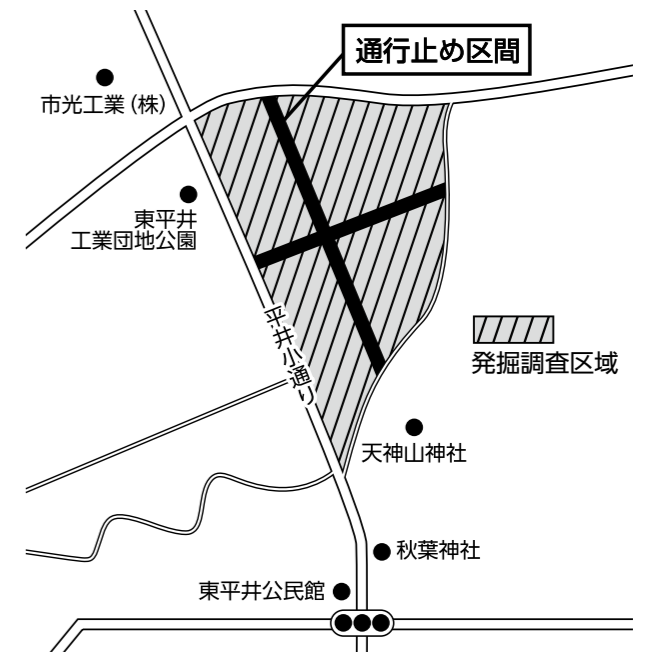


期間 4月10日(土)～12月19日(日)
使用料 ▽1泊(午後1時～)

交通規制のお知らせ

東平井工業団地(第2期)造成に伴う埋蔵文化財発掘調査を行うため、下図区間が通行止めになります。ご迷惑をお掛けしますがご協力をお願いします。

期間 4月1日(木)～令和4年3月31日(木)
問い合わせ 商工観光課 ☎④2318



**地球温暖化対策の
取り組み状況を報告**

市では、地球温暖化防止のために「第3期藤岡市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市の活動により排出される温室効果ガスを削減することを目指しています。
令和元年度取り組み状況
 令和元年度の温室効果ガス総排出量は二酸化炭素換算で1万6130tとなり、基準年度比で3%の減少となりました。清掃センターでの廃棄物の焼却による温室効果ガス排出

量は増加しましたが、燃料・電気の使用による温室効果ガス排出量が大きく削減されたため、年1%以上の削減目標を達成しました。

市の活動によって排出された温室効果ガス排出量の内訳(単位:t-CO₂)

	基準年度 (平成27年度)	令和元年度	増減量	増減率
燃料の使用	2,068	1,791	-277	-13.4%
電気の使用	8,707	8,127	-580	-6.7%
廃棄物の焼却	5,846	6,200	354	6.1%
その他	12	12	0	0.0%
合計	16,633	16,130	-503	-3.0%

今後の課題

廃棄物の焼却により発生する温室効果ガスが全体の約4割を占めており、ごみの分別と減量化が課題となっています。

問い合わせ 環境課 ☎④2664

イベント

図書館情報

講座・教室

募集

スポーツ

健康福祉

その他